

算法地方大成

租稅之部

7 3
品登
473
1

7 3
473
1



算法地方大成總目錄

卷中凡例

卷之一

- 農民取扱心得の事
- 夏成の事
- 土地茶村方上下分別心得の事
- 檢地の事
- 田畑位付の事
- 地境の事
- 四公六民取扱の事
- 諸石代の事
- 年貢の事
- 高の事
- 新田開墾及起込心得の事
- 名寄帳の事
- 住還及移住心得の事
- 石盛の事
- 畑方納の事

卷之二

- 檢見取扱付の事
- 備國債への事
- に米に永の事
- 諸國捐出の事
- 小物成後後の事
- 高を物の事

卷之三

- 出月米延米延大屋延大佛の事
- 欠米込米の事
- 定免の事
- 越石美小地等の事
- 畑田成田畑成在養成の事
- 村方分々の事
- 米運上の事
- 産附の事
- 年季賣の事
- 支食種貸の事

田畑歩測並物成言を物勘定の事
普情心への事
尚池并尺八極の事

卷之四

掛後井の事
土橋の事
川除堤の事
半坪の事
普情勘定の事

卷之五

量地剛器の圖
遠近高低浅深度候を量る事
側器用法の事

算法地方大成總目錄終

凡例

一 凡有用の算法ハ其用の教と求む地算其一あり有用の教を奉て
其用の微差を論じ又平均地坪丸本尺メ等ハ精教ハ及ばず
教小近きをばるるにハ其用是より故ハ布算の捷徑ハ依り近きを
得る略術を用ふ
一 田畑様様の端尺或ハ反別の端歩或ハ石敷金根候等の不尽尾位
用檢ハ地等の通法ハ随て求乘に
一 量地の法ハ測器の精ユと測量の紙練とにありざれば密合せに
書卷末小山嶽幽谷國郡村里等の方位と測り真形の偏圓を
換定し乗除を用ひざり遠近高低浅深度候を量る法候
載る

一 遠近高低を量る小割圓八總表位を換く位教を設け同組比例の
 法に依り乗除を施し此の所好の真教六七位を以て之も國部
 村里等の量地ハ捷徑を主とするゆゑ多小別術を示は
 一 租税の秘々予ら初る所小あはは維然地并小拍らうて不言を
 以ざる時ハ終小其一揚と舉ぐ條下初中後詳略均一とざるもの
 有所以あり看者各むるこたなり
 一 此編ハ諸系の舊記或ハ古老の傳説等を輯録し同私見を
 加へ整きと省記不足を補ふ維然地方の深理ハ書に尽せり成
 人予ら及ざる所ハ後者の考を俟つ

算法地方大成卷之一

東都

秋田十七郎義一編

○ 農民取扱心得の事

一 夫百姓ハ多々耕し粒り夜ハ纏あひ楚織男ハ勿論女子とても
 夫くの營ありて曰季とも以暇なく世後の標をれば幼より物
 學び手習も亦多く片鄙小ハ物教する師も乏れバ十人の内
 八九人までハ産し修不生育て自ら理那の分別も疎く鬼角片
 意地ある者あり其百姓と而扱ハ役人ハ列しと平老を以て
 正徳實儀とてつて小兒不物成教する中りはと學し修不亦とて

算法地方大成卷之一

知事たる事ありも我友ともあり巨細不云少日第一物毎小
 耳近きたとて以て妻妾言論さすは心せぬものあり一皮
 言聞をくする人以後も守り居ると心せぬ事終さ
 重と記ハ忽ち忘布を依て百姓の顔と見る友毎不妻しく
 理解と云は難し縦令ハ 仰仁政の所為難有と云
 忘布仕るは農業出情の事 義率檢約と云は年貢
 是令期月滞なく上納仕仕格あの中ゆる友と云 上の所為
 難ありと云は云はせてハ系列あるは百姓を心せ遠くは折角
 情と云ハ折角の事 米穀兵糧出の令報とも所年貢不
 納あり 上の所為難有事も無く格と肉くあてい布て喫
 けは軍もあるまらきあも所は依く其理解たとて引て

終く合点の言聞を成し此後ハ折角先日月天地の
 間と云は夜油の折角なり國土を照し其大恩限りも有記
 事たり然るを昼夜旋りて國土を照しものとなり心せ大
 恩を辨へば是等々恩不測の恩を辨へざるゆゑあり日月を
 てハ國土ハ固なり 上の所為みも其如く今泰平の所世不
 生是合せ百姓の修不耕一耘り十分小作方を倍養し
 務く其身ハ勿論妻子とも不飢不凍安楽小善心と限りも
 なき 上の所大恩と云はのあり去くれども恩不測の恩を辨
 らば餘り大いある 所為みを諒る由布て其 所為を辨へ
 ざる事ありつゝハ乱世の時世に生れ合せし民ハ他方心
 候不相成るや妻子一而小善心なきや終くお考へ合点して

上し御意難むこと忘却すべしは農業出情し序年貢を
滞お納むる一む序年貢ハ神へ伝ふる初穂と心得大切と
一粒も擱くは神不出情の事納むる振ふと耳逆きたるを
以て弟憐愛しく云耳秘をばんとぬるのあつはりに不限
日用の事やせも巨細たてを引く委しく理解を徐すは
悪あるものはんほちぢひあるものなり於て役人の氣情ある
處は事あり

一 百姓の板板ひひゆるるを不すと云へ元来百姓を覚悟の爲き
そのあてかしくゆるるをよとせると云へはんは遠ひなりと序年貢
納むべき品も先技なき當用は振ふる事あり中々ある
を急き者も遊ぶるは好み農業を怠るは名次第に身上

向も不如意小成り積もれば年貢納むるも當用に
係款し極て身潰るものもありむき人右耕の者ある時ハ
十人の者見秀ひ後ハ村中の者見秀ふものあり老角望あり
ざりゆ人の心移り安きものゆ名右耕の軍河ハ最中付
庵し何事不限らば無理非道小何付振すはりハ以て外の
事ふ人軍一りハ弟獨理非賞罰最極小取中ふと要あり
於て如何格の程は事あても悉く板板小取人自身不付届け
度ゆす一其状ハ神の小事やとも下役人小任せと絶ハ
百姓疑と生しあるハ彼先と手入等しはりあり何事に
よらば自身に取中ふときハ百姓疑も發さば又手入等被
こそも届ぬ事ふかきハ納税の油法も先安堵あり此条地

方々の用心より後人の心懐へ中へ去るべきがごとく
あるを

○ 年貢の事

一 租税取箇成箇物成杯と唱へる年貢の事あり支税とて秋
成納の年貢と秋糧と云夏税といふ夏成は畑年貢あり
又取箇の外は麦畑麻小豆等負數定り納むるはあり在
夏は正在大豆すこい代永あり小物成の外は取立とも空法
ありて代米と渡尺私領もとも取立方移る事あり

一 人皇三十七代孝徳天皇大化の頃唐朝の制租庸調の法に
效ひ我國も租税の法と定む後世其法廢絶せり令
解回凡田長卅步廣十二步為段十段為町
謂段地一畝
五十束束積

一 租税取箇成箇物成杯と唱へる年貢の事あり支税とて秋
成納の年貢と秋糧と云夏税といふ夏成は畑年貢あり
又取箇の外は麦畑麻小豆等負數定り納むるはあり在
夏は正在大豆すこい代永あり小物成の外は取立とも空法
ありて代米と渡尺私領もとも取立方移る事あり

一 人皇三十七代孝徳天皇大化の頃唐朝の制租庸調の法に
效ひ我國も租税の法と定む後世其法廢絶せり令
解回凡田長卅步廣十二步為段十段為町
謂段地一畝
五十束束積

一 租税取箇成箇物成杯と唱へる年貢の事あり支税とて秋
成納の年貢と秋糧と云夏税といふ夏成は畑年貢あり
又取箇の外は麦畑麻小豆等負數定り納むるはあり在
夏は正在大豆すこい代永あり小物成の外は取立とも空法
ありて代米と渡尺私領もとも取立方移る事あり

一 人皇三十七代孝徳天皇大化の頃唐朝の制租庸調の法に
效ひ我國も租税の法と定む後世其法廢絶せり令
解回凡田長卅步廣十二步為段十段為町
謂段地一畝
五十束束積

成言をり採り不納物もあくまでゆるやうあり其後十
二代 文武天皇の所宇海内六十六州と分け國郡
の名をく定り大宝年中律令と撰をりむこれより
租庸調の法度量衡も定りたり租税の法の慶雲三丙午
年九月遣使七道始定田租法町十五束及懸渡丁と
續日本紀不名をりは町租額二十二束より三減省あり
唐朝ハ丁男一人田一頃後を粟二斛粟ハ日本をり
斛出はとあり丁男ハ正丁とて二十歳より二十九歳まで
其間四十歳盛なる男あり一頃の年貢額あく又石
ハは唐の一畝ハ二百四十歩百畝と一頃とハは但日本
八町不名一頃の年貢額ハ石納む五分格ありて米式石ハ斗

別日本八町の年貢あり依て二石六斗と八町あり別を町の
年貢斗を升計合ふとさるを及ふ升之升を合式も
文に當り又宅地の祖田地の祖より納るは先王の制あり
本朝少の代より京師の民地租を出は率ハ十二代
嵯峨天皇の所宇弘仁二年上田を及地子十束中田八束下田六
束下と田之束地子とあり是を平均して稻六束七把半
一束米六升と見てを及の地子三斗三升七合ふにあらは古田
地の租を斗を升より和て余多あり上代より保元平治の法とい
兵農分らる國政といひて武士も農民同格常ハ耕作を
當み大番とて禁廷へ勅番あり國々ハ日ごとく公家より
任國あり當時の格ハ諸侯國々に分裂せは郡縣乃代あり

日本國都て天子の國あれは朝貢ハ若書の如く少分ありも
 事足と見えたり保元平治の乱以後平氏の代となり其一族
 公家と成りて元武居より出ざる事少く公家の勢ひ微と
 あり元暦の乱治りて後建久年中鎌倉時代國司内外又
 守護目代を並國司の權を削りて庶民の地を並武家一統の
 世と成國司の權次第衰へ既又足利家の世と成國司は
 僅斗ふ成りたり然れども今の諸侯の如く國郡を領するは
 あり鎌倉時代の三浦島田氏又元亨建武の乱新田氏
 利根の如きも田舎小住一農業を營む今世も徳を百姓の
 武士たるものあり是を大名と稱し大番を勅免軍兵を出し
 今諸侯を大名と稱す大は異なり其以の租税いふへは

なり凡地四十分百姓六分を取る地四十分の内一分ハ朝貢の貢小
 納む是より四公六民の法始りしと見えたり其後織田時代
 より兵農多し諸侯分國中郡縣の俗といつとあり廢絶し
 自然と封建の國となり大坂時代日本一統小治りしより諸
 侯の國替始り 所為代小移り國初より國々小諸侯定り
 此封建の世とあり租税の法述く變ぜり文祿四年豊臣
 家藩ふ天下の賦税三分一地主取り二分二耕民自くら取
 存しとあれは其後八四公六民よりあり存り後又又公又民に
 成りて發端も詳なり保享保年中を取換見始りてより一統
 又公又民の法定りたり

庸ハ丈収あり人丈と田地の寸ふをて出は古ハ和漢ともあり

率あり田比より八年貢と出せば外小何も出はる處地とありは
 公役へ人の數あり出はる處の制ハ男子二十才より又十九才を
 以十年の留まて年以二十日宛人夫小使ハ唐朝の租庸調も
 十色不准バ 奉朝の古令天下の民二十才より六十才までを
 正丁といひてまて年以十日後を正役といふ外小加役二十日
 加へまて年まて人の夫役は十日の定ありゆるりあても其身をま
 使ハ若一夫役小使をさるるはまて代小布をぬは是を庸布と
 以まて人第一小布式尺六寸と云正役十日やく式丈六尺 別を
 とぬは次丁ハ式人合せて正丁を人役を勤む勤むざらるるハ布も
 ぞ割りくぬは次丁といハ男子六十才以上の老人あるハ壯
 年の男子もても病病等ありてまて人第一者者と次丁といハ

文武天皇の令ハ欲輕歳役之庸息人民之乏並宜減半と
 ありは此時ハ式丈六尺の庸布とまて丈之又小減せらるるといえり
 日數ハ古小むらるるに形一右の定ハ兵農多むらるるに前軍役奇率
 の外百姓の使方と見えり公家の世中を令小寄て國々夫役の
 使方もあり武家の世とありてハ夫役の定もなるといひるる
 人夫を使ハハ大切成る事ありを賃の人馬を使ハハ一人一疋
 といふも 所米平所代文を彼下是を使ハ小獵小使ハ事と
 禁せらるる近年にむらるるに堤川除用水普後等の人夫又六尺
 孫米松領の丈米丈金等上古庸役の遺風あり道中往還往
 人馬各各人足等ハ人教兵賃錢所定あるも各庸役ハ別代あり
 調ハ年貢の外小平物中納る課役中して和漢にも古法あり

時の小物成ハ調ふ積りたるものなり

○夏成の事

一人皇又十二代 嵯峨天皇の序守弘仁二年卯年夏の麦を以て
 正挽の如く納めしむ是夏成の始あり因東の夏成上方の二
 浪納奥州の守石代等何れも如年貢多れども冥東の夏成ハ
 麦石として別ハ石を以て納取永の内を夏納むるゆゑ夏成といふ
 余國ハ秋成といふ納む其納むる不迅速あるまでめて冥東ハ
 夏成ありとして別ハ取箇の強きふらふに

○高の事

一 往古ハ一村の敷敷を以て何百何十戸の村といはれ
 以上より古法廢り京都將軍家の時代を考ふるに事起り

一 坪小苗一把種り積りして百坪小百把種り是と百目といひ何て
 千坪の村を考ふるの村といふ坪の村と十費の村といふ其後來
 國うて年貢過を永樂錢といひ積りしより永年始り積りしも
 永年ハ田代の坪敷小抱ら今根取といふもの如く是時ハ
 古法も全く失せ北陸四分百姓六分まことハ北陸三分一百姓
 二分二杯の收納りしより永禄慶長の頃より檢地改り
 地面の上中下を以て年貢を定むる敷小定め是を村と云ふす
 是までハ穀納あり元禄年中納納止てより一村の米納と云ふ
 村と云ふは伴一物永を考ふ結ハ石代を用ふ古法諸石代の
 部ハ法守ひらりたり

一 辺方ハ知り波の長たるとは是との知り五百石の物成に

取の取上知とあり二ツ又分取の村方めて五百石後ととき先知
五百石の取米貳百石を代知物成二ツ又分とて割ハ五百七拾石
四斗貳升余とあるは内先知の五百石を引掛り七拾石四斗
貳升余減込ると号して後知とあり

一 延高ハ知知波の長たとて是もゞの知知五百石の物成
二ツ又分取の取上知とあり四ツ取の村方めて五百石後ととき
先知五百石の取米百七拾石を代知物成にめて割ハ百七拾七石
五斗とある是と先知五百石の内より引掛り六拾貳石五斗と
延高と号して後知成りあり

一 延高ハ知知波の長たとて是もゞの知知五百石の物成
二ツ又分取の取上知とあり四ツ取の村方めて五百石後ととき
先知五百石の取米百七拾石を代知物成にめて割ハ百七拾七石
五斗とある是と先知五百石の内より引掛り六拾貳石五斗と
延高と号して後知成りあり

是等の地取をとりむ不足の分吟味の上割付高の取書内所記
無記号と記は事もありあり然てテ板の取多き検地の長年
遠ひ等取あり又古来の山崩川欠水堀川成等永引小
引盛と引くは不仕成り尚村長村役人も多きとて及別
より高の多きもあり是等の取無記号あり又取盛不足の
少てハ以修へ斗の村取ハ八割とある事あり

お密の取箇中り付産と及言といふ見取協と同扱と云ふも
意味遠く見取協といふは流田等年々不宣の場不換見の
上其年限の相違の取箇中り割付免状の非書不記す類と
いふなり

○土地取村方上下分別仕方の事

一土地の上小長流ありて水を宜く何程の早うも用水不足なく
中へ洪水の難もあく土地狭く糞とさのみ用ひすし村里の
傍に水溜れ入耕一多きをにあらつきて半馬の力も費へば
目録とて麦本綿も外何程の作物とは付ても多量なく土をく
るは黄あらしは黒くして小石交り稠雑をほらぬと上の田地と
む福作の取居近き垢水杯の流入る所はたたく土性よ狭し

即ち江戸も出来く宜し此のあり又土性強く稲をうまむ種ばら
ばとも灰土の熱く或は重くともは季多港の取田より後早
うらざら糞の手取合あき土性の性合に宜くとも用ゑ
不足る山付あり冷水をる場和ら赤さびの水流と出る地を
用水をりても土性浅き類は下田なり

一地面勝越て宜く水換早換の愁もあく村立もよく金銀潤産も
自由よく町場等の運送海川等の便利よく米穀賣買の都合
差支へなく作方の外助成務等もあくよく林川敷等の勝
存もよく村方へ買入の品はさくなく外へ賣出と亦多く化
村の金銀を村へ集るとこの村と近衣松於合と此村方、地面の
外小形又格段の見込ありて手扱あく取箇を増えとるなり

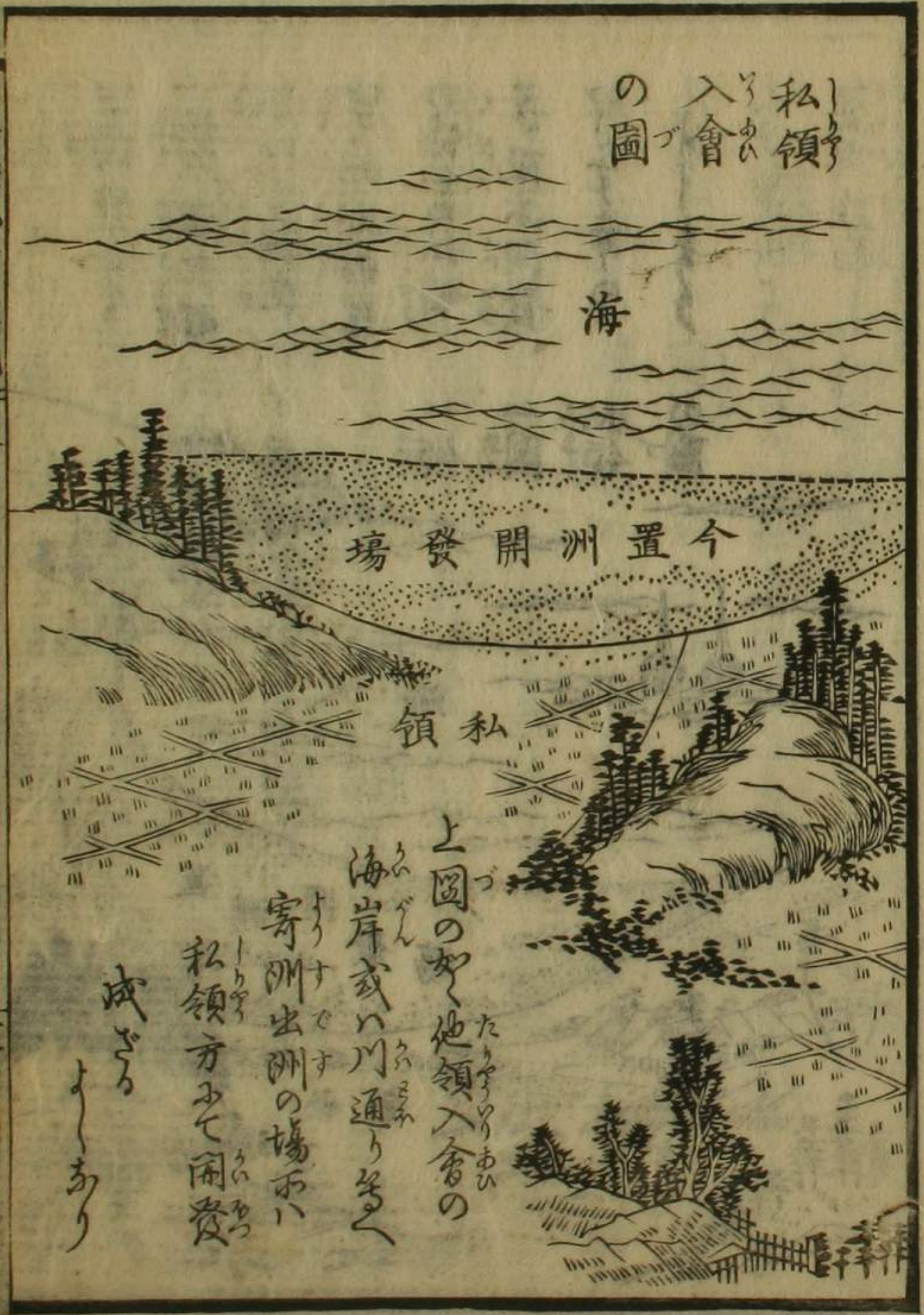
村柄小順して是畧ある庵

○新田開墾の最上あり信濃後尾藤の五ヶ敷辨を要

一 新田開墾八國益の最上あり信濃後尾藤の五ヶ敷辨を要
あり信濃杯ハ常水落一にあり古田畑の内と畑發小償一
為畑と付る形もあり其為畑の余水畑筋古田畑へ入込む
らきハ先と水難あき場所儀又水損と交は信濃杯小償一
藻草荒等古田畑の畧ひは仕来一畑所支とあり持を
言也ある糞と佃一お月ひす一系北川系等も株刈發又
年一少一の運上納免す一と無運上あり取來る切所も
新田地ふ成てハ株の外古田畑の畧すあり村方衰微ハハ
志もあり持とも多分の開墾しておのり古田畑ハ方も

ある庵き幸きあり始修り多支あり末一切業成終の見込
何ハ出情一取之庵
右私領方新開の一領
一園の内み限より領分
堀の場私領方一
新開よりなるは園を
舉ぐ委曲とあり
下園の如く一領一園の
内にある開墾場ハ私領
に限ふ開墾ハは事の
よしあり





下國のごく
一領一園私領
海岸の地先
寄州出御等
の場所の私領
子限小園發
いすす率の
すしきり

一領一園私領の圖



一 荒地起返しは新田開發と率變り有るの田畑天災地變
少て荒地は成るを起返し率ゆゑ少くも外へ是より
あるとあり一應分百姓へ中やせ少くも余計な起返しは
松山取汁小園一む荒地の起汁小園は式々年々之を年或は
五々年々々の起汁小園一率變り一率變り一率變り
是々年々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
いさゝぬらあり年々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
不採の湖除地を築きありは井堰等を仕立常ありは堰入
不採抜むれは地先出御等々々々々々々々々々々々々々々々
三年の起汁小園は百姓起返しを仕立るゆゑ是れは年々々々
崎味の上七々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

用發多莫地起運一多ハ農業子遠の時長に普傳
いささの事

○檢地の事

一古田畑の再檢ふたりハ地度地被為地二重打位遠ハありハ
川火山崩切際之中一多多く百姓の小若移ハ又ハ多を百姓
出ハあるハ田田あつたの形あり右形のもたハ間年以少を附
之檢と檢辨ハ間遠ハ位遠ハのあきやうにさる事一檢地
今以紙ハとも年ハともハ檢地といやも田畑上中下等ハ
の位を付言ハ石盛を檢うとあり又檢地檢ハ田畑假換の旨
數を記一上中下の互別檢ハ地主の名を書付畝字も
綴りうと書ハ記を別一と畝字附を大切あり田畑地檢の事

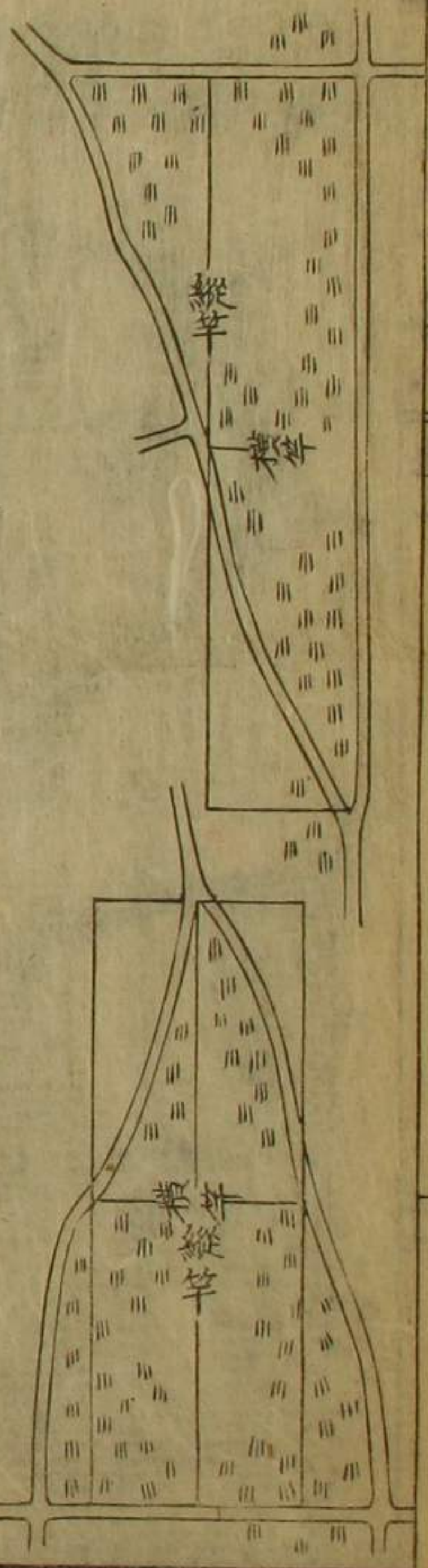
順遠ハごら振書付番一檢地帳の田畑在發於今出の而
外書ハ 所集ハ地度除地毎年貢地を記さる除地
といハ重き儀ハ寺社境内并免除田畑等ハ記文あるハ
中ハ前より檢地檢外書ハ除地と記一來ハ除地と記一
其外ハ年貢の地ハ何地でも見檢地と記一並ハ見檢地ハ
堂宮縮干場土取場墓而死馬捨場等の形年外とも見檢
とも唱て檢外ハ寫數も量らば檢地帳ハ記さるも多一今ハ
間數を改く檢地帳ハ外見檢長何寫換何男と一廉限ハ記
記一並あり

一在く墓而死馬捨場等ハ合ふハ定法ハ一分の指ハ
さる事あり

一 新田といふ田畑とも新田開發するといふあり又隠田といふ
 検地入るべき案内いふにば地押し重き田畑検地入り傍に
 いふに地を所出せざるをいふを羅羅くもざりしむ格地後
 一五年の月為地ありより中なるふあいてい子細事一新田新
 開切係用して田畑とあるを城地といふ等の場所二年に年中出
 けとも隠田といふ別あり地押といふ田畑上中下の位も
 石盛もあつて通るを其候地所のみ繩年を入廣變を
 改むるをいふ赤地坪とも地造ともいふあり地造ハ役人の取
 斗ひもて年々なるり検地ハ何故の上年入るより田畑
 年入格たの如し
 一 検地の費用ある間年ハ六尺を一分と二百尺ハ一分を二分と

式分あり
 一 歩積ハ式拾とハ徳名代世の字を前ハ世歩ハ寸畝と記を
 由名世と世と移るゝあとを一併て世の字を用ふること
 古法形り
 間年入るの圖
 平均
 間年
 入格
 の圖

十五



一回畑の形は随ひ平均の留竿を入るときは右図の如く縦竿と横竿を打て縦横間敷を量る横尺は六寸を尺式寸を尺八寸式尺四寸二尺二尺六寸四尺式寸四尺八寸六尺四寸小限る若し横尺六寸に横尺は捨る六寸より七寸寸と記し六寸と記し七寸寸より七寸七寸寸と記し皆寸式寸と記し退て六寸飛小付るあり及別の端歩は二歩六歩九歩横式歩横尺歩横八歩尺歩歩廿四歩廿七歩小限る若し端歩を歩あるときは捨寸歩あると記し寸歩は寸

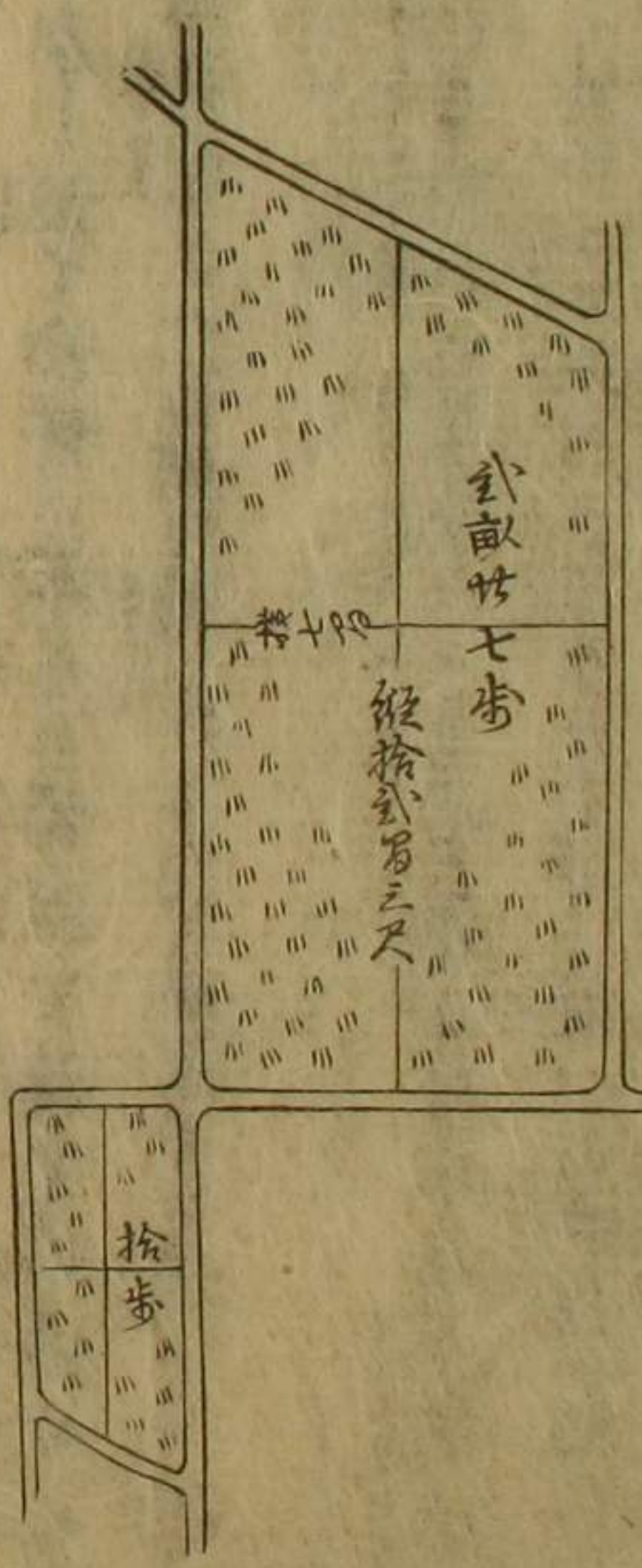
二歩と記し四歩ありと記し五歩於三歩と記し六歩ありと記し七歩ありと記し退て三歩飛小付るあり此余の形は見えろひ縦横二竿小限るは幾竿も入る寸留敷を量り其地坪を知るなり於て地坪ハ微差の増減を論ぜは後地坪弱きハ取箇抜強きハ百姓の難儀とある由名中を願ふと肝要あり

一 本陰引畦引有陰引ハ東南に高岸を造る場不無性還道筋並本ある場不田畑陰引ハ中ひたるなり畦引の定法ハ畦引を尺又寸の積り時隙ハ寸尺寸除くなり但し於地も時隙寸又寸の積りあり時隙ハ寸尺寸引登り

一 入歩といふハ田畑廻り小極田あるを吟味の上畝歩の内へ結び

へて水帳小記をとりて地株の願書小其記を記し其外
中も入歩にある履きもあつて又込歩といふ急地の場所
改の歩敷を減して記しをとりて捨歩もいふあり

たとへ



右畝歩を初りて縦拾貳百三丈を横拾貳百三丈を間法六尺小刻拾貳百
歩とある先へ横七百を八拾七歩とある入歩拾歩を加へて
満ちる八拾九拾七歩を以て畝法三十して刻之畝七歩を以て横歩

の内を歩拾三畝六歩として水帳小記はあり又本畝歩へ入
歩して九拾七歩とあるの縦を求て水帳小記を以て先九拾七
歩とあると横七百小刻縦拾貳百三丈を以て九拾七歩と
を拾三畝六歩とすはる入歩の縦と別たのみ

上畑之畝六歩
縦拾貳百三丈四寸
横七百

右の通り水帳小記はあり但し本田の形小随ひ縦小歩敷
と刻横とあり記もあり時宜小ゆるる
一 蔵屋敷窄屋敷様多屋敷の形より外あれども丈少とい
外反別不分明付お改言ふ入歩一右左二歩の刻付あり
年貢ハ引率あり

一 名を給糧方波吉の形新田開墾人等除き少く所持したる者ハ其ノ名帳ニ記シテ又其外ニ年久後除来リ其終差魚形多くあり尚時子振の除きハ注ら成取上り

○ 名寄帳の事

一 百姓一人限り銘々持地及別と一兩小寄記と名寄帳と云其惣格左の如し

- 字付 上田何反何畝歩 何人
- 字付 中田何畝歩 何人
- 字付 下田何反歩 何人
- 字付 中田何畝歩 何人
- 字付 上畑何反何畝歩 何人

字付 中畑何畝歩 何人

字付 下畑何反歩 何人

字付 上畑何畝歩 何人

小以何町何反何畝歩

今米何拾何石何斗何升

右の通り吾人米の持地及別と認むるあり是ハ年貢勘定取立との不入り申免斯の如く仕立割付るなり

○ 田畑位付の事

一 田旁

菰田 麦田 麻田

是ハ通例上の位下一段よりなり其濃國長年中の換地

性の上麦田中麦田下麦田と極しもあり上麦田ハ上石盛ふ一ツ
 上り中麦田ハ中の石盛ふ一ツ上り下麦田ハ下の石盛ふ一ツ上りあり
 藪田ハ藪と作る又雨のりて藪と刈て稲を作る麦田麻田ハ
 五毛作あり

見付田 砂田 急地下田 山田 谷田 埴地田
 見八ヶ下田より下りたる地へ名目と付成を下げて石盛を付る
 あり見付田ハ急地の内でも幾西といふ砂田ハ砂勝あり極あり
 ありありき西といふ急地下田ハ急地の通りあり山田谷田
 埴地田ハ何れも埴而耕地の名目あれば通例上中下下々の位ハ
 付成き而もある筈なり畢竟土北急後通例のりらわに
 極難にゆきあるを埴の名目と付て成と下るるものあり

- 沼田 涿田 柳田 洞田 流作田

見八位の名目あり埴埴の各西て沼田涿田と於て水田ともいふ
 元来あり田ハ田方の惣名ありて沼田涿田の事ハ非されとも
 世とありて古来より埴ありあり柳田ハ山守りて地面の序下り
 の不埴と埴と立て極のごとき西といふ洞田ハ谷合の耕地なり
 流作田ハ川通り地外あり度々あり換すれとも出水ありき
 年々この出水ありても水の出水ときよりて五毛に隣らぬ
 多ハ收納あり流西といふ

- 苗代田 埴田 蒔田 摘田

是ハ田の名目あり田作埴付の遠いといふ苗代田ハ種を蒔
 苗代あり親田ともいふ埴田ハ苗代ハ仕立する苗を埴る田あり

通例の田あり蔣田ハ昔之に種以糶粒より蔣あり夏をくましく
心めて灰少下肥を交あひ水肥を引蔣あり播田ハ地を種
耕し多しとて杖あてて完を突て完へ糶粒を播み今所
中へ灰少交て入るもあらず種田より水と上より蔣田播田ハ
下と上

一 如方

桑畑 播畑 漆畑 茶畑 麻畑
麻藍紅花をこぎとひ桑播漆茶を四本とひて民用小功
あつものあり茨濃國之長年中の檢地帳ハ桑播上畑の
石盛ハ一上より上畑十二あれバ十三と種る麻畑茶畑ハ上
畑とお形ト石盛ハ付しもあらずなり

- | | | | | |
|-----|----|------|-----|----|
| 見付畑 | 砂畑 | 悪地下畑 | 山畑 | 野畑 |
| 麻畑 | 焼畑 | 雑畑 | 切畑 | 林畑 |
| 萱畑 | 萩畑 | 花畑 | 流作畑 | |

是ハ下畑より下なる地ハ名目と付成と下げて石盛をけくる
あり見付畑砂畑悪地下畑山畑種畑田方の種と目ト麻畑
畑ハ人里をきき種畑少く猪麻少く喰荒さく場石をひ信州
筋あり又甲州の山方ハ野生畑あどいりもあり焼畑萩
畑ハ山方種畑もに系本を焼て其灰と肥あてて手臨へ粟稗の
類と耐く切畑ハ切替畑ともいせよても山ありも只年七年又ハ
十年も休つてそ土地疲て作毛突のよざらふ至てそ所を捨て
又外の所を切開て作らる北國滿海邊ハ砂山畑といふ

是も切替畑あり林畑萱畑萩畑蒔畑ハ名目の通りあり流
 作畑ハ田方の解と曰ひたり右の外田畑名目國々小粒多
 くる雇一給て田畑名目ハ土地の位ふあり一ハ上中下ハ
 田畑のみあり一ハ石言以後ハ名目始一と見えたり
 一 二毛作ハ麦木綿三毛作ハ麦大豆蕎麦何れも百姓勝手
 次第ハ保るゆ名勝手作といふ

○往還道智英新屋敷の事

一 海道筋ハ勿論其外村内道筋たりとも古来より有るの
 道と横一筋及と開あり享保年中沖制禁たりむ耕作
 の勝手居村往來の便付新筋及立給て成るべき場所ハ
 新屋敷の上古道を横一筋道と付屋一百姓家居も有る

一 外新親家作おあはば一家の内子孫兄弟多くありハ病
 守の者多ありて同居ありと云ふ一屋敷の内ハ小屋掛者一
 一重ハ格別田畑世々教林等々切開き新屋敷新宅取
 建つ新宅又享保年中沖制禁ありむ控をき子細ありて
 新屋敷新宅或ハ出茶屋等取建度有御物等昔ハ吟味の上
 新屋敷は隣あきふおいてハ品ふとり中付るよし

○地境の事

一 山境ハ岩限り或ハ岩限り水落と境ハ川ハ水流の中央と境
 とハ倭古来より山並例程世々地内境を立る可もあり又川
 水面所らハ此方の領内あり向の水際境の境も稀ハ河村
 繪圖水境ありハ古き證據ニ成るべき書物等あると云ハ先例

たよへ

盛十五

上田を及歩

盛十三

上畑を及歩

盛十二

中田を及歩

盛十一

中畑を及歩

盛十一

下田を及歩

盛九

下畑を及歩

いふ米を石二斗

いふ米を石九斗

下と田下と畑等先は准は

○四公六民取箇の事

盛十五

田を及歩

但し米及ハ二百坪

いふ米を石又斗いふ米六斗

但し米六斗と及米と
いふ米あり米と成と云
亦免はつともいふ

いふ米三石

肉米斗

そ及の種米

同七升又合

米及小人三拾人掛り米人米穀食食白杖打

同斗式升又合こや一代そ升農具代とも

メ米六斗

右を及歩の米三石の内より諸入用六斗と引余り式石四斗
又分揃りて米を石式斗是を又分くの取りて米六斗を
行る利を及歩の奉貢あり米及の分米を石又斗の内六斗
奉貢ふ取るゆゑ奉貢は分百姓六分米満る是を四公六民の取
といふ今種ま食肥一農具代等の差別なく又公又民
の取あり

○畑方納の事

盛六ツ 上畑五歩

此方米六斗

取米式斗四升

免四ツ

此代銀拾七及六分武屋

但一斗一畑方定世版
米五石五分納に拾八分

盛六ツ 上畑五歩

此方米六斗

取米式斗四升

免四ツ

此代米百六拾文

作一畑方定世版令を五
中付米石五分

上方八田畑とも一統^{いつとう}寫^{しやう}しき^{しき}中^{ちゆう}意^い関^{かん}東^{とう}の田畑より^{にりり}式割^{しきわり}場^{ばう}より^{より}米^{まい}五^ご石^{しやく}も^も上方^{じやうほう}八^{はち}石^{しやく}東^{とう}分^{ぶん}式割^{しきわり}場^{ばう}の^の積^{つみ}り^り仍^{なほ}て^て東^{とう}畑^{はち}永^{えい}百^{ひやく}六^{ろく}拾^{じゅう}文^{ぶん}分^{ぶん}式割^{しきわり}の^の法^{はう}一^{いつ}二^にと^とを^を百^{ひやく}九^く拾^{じゅう}式^{しき}文^{ぶん}又^{また}東^{とう}畑^{はち}永^{えい}百^{ひやく}六^{ろく}拾^{じゅう}文^{ぶん}分^{ぶん}式割^{しきわり}と^とある^{ある}別^{べつ}上^{じやう}方^{ほう}畑^{はち}銀^{ぎん}と^と同^{どう}ド^ど取^と箇^{かん}あり

上方十^{じゅう}分^{ぶん}一^{いつ}斗^と銀^{ぎん}納^{なつ}り^り又^{また}納^{なつ}り^り斗^と五^ご石^{しやく}の^の定^{じやう}版^{ばん}書^{しよ}中^{ちゆう}一^{いつ}個^この^の上^{じやう}畑^{はち}新^{しん}も^もあり^{あり}付^つき^き定^{じやう}版^{ばん}の^の場^{ばう}も^もあり^{あり}惣^{そう}取^と米^{まい}十^{じゅう}分^{ぶん}一^{いつ}斗^と大^{だい}豆^{とう}銀^{ぎん}納^{なつ}り^りと^と石^{しやく}代^{だい}米^{まい}を^を納^{なつ}め^め赤^{しやく}豆^{とう}を^を納^{なつ}め^める^るも^もあり^{あり}大^{だい}豆^{とう}銀^{ぎん}納^{なつ}り^り正^{せい}大^{だい}豆^{とう}とも^{とも}あり^{あり}村^{むら}方^{ほう}も^もあり^{あり}惣^{そう}取^と米^{まい}三^{さん}分^{ぶん}一^{いつ}畑^{はち}方^{ほう}銀^{ぎん}納^{なつ}り^り十^{じゅう}分^{ぶん}一^{いつ}斗^と大^{だい}豆^{とう}銀^{ぎん}納^{なつ}り^り引^ひ込^こり^り米^{まい}納^{なつ}り^り村^{むら}方^{ほう}より^{より}定^{じやう}版^{ばん}代^{だい}銀^{ぎん}納^{なつ}り^りの^の数^{かず}定^{じやう}版^{ばん}より^{より}米^{まい}納^{なつ}り^りの内^{うち}銀^{ぎん}納^{なつ}り^りにある^{ある}村^{むら}も^もあり^{あり}或^{ある}い^い年^{ねん}に^により^{より}不^ふ熟^{じやく}青^{せい}米^{まい}等^{とう}多^たく^く上^{じやう}畑^{はち}納^{なつ}り^りたり^りぐ^ぐと^と石^{しやく}代^{だい}と^と其^{その}数^{かず}を^を換^かえ^えり^り銀^{ぎん}納^{なつ}り^りふ^ふあり^{あり}も^もあり^{あり}廻^{まわ}り^り成^なる^る定^{じやう}版^{ばん}の^の又^{また}皆^{みな}畑^{はち}方^{ほう}で^で銀^{ぎん}納^{なつ}り^りの^の村^{むら}方^{ほう}も^もあり^{あり}右^{みぎ}三^{さん}分^{ぶん}一^{いつ}畑^{はち}方^{ほう}銀^{ぎん}納^{なつ}り^りの^の上^{じやう}方^{ほう}筋^{すぢ}中^{ちゆう}國^{こく}西^{せい}國^{こく}とも^{とも}平^{へい}均^{きん}と^と分^{ぶん}の^の二^に田^{でん}方^{ほう}と^と分^{ぶん}の^の一^{いつ}畑^{はち}方^{ほう}の^の見^み込^こを^を以^もつ^つ換^かえ^えり^りと^と又^{また}見^み込^こたり^り

上方八田畑取米の定めあり換見取米も畑八石免取米の

敷定りありむ本綿畑の年々検見は畑小の米あきも多田畑
惣取米と三ツ子割を二ツ分を石代少銀納畑年貢より併
畑取米の負穀子抱らば惣取米二分一を銀納は右石代並
古米の米を石代銀に拾ふは惣取米の定並ありしは享保年中石代
と日根其年々伺の上お場極る石に拾ふは石代武石又身
代と日ト割合あり実東畑方武石並代は武捨費百石より起る
たとバ捨費の地の租百石と見込田方又捨石畑方又捨石五分捨小
しと田方取米武捨石畑捨費の地の取米あり畑方取米武捨石
別捨費の地の取米ありゆ多ふは費ハ武石又斗なり仍て畑方ハ武石
又斗代を定法と日田と畑との位六分は遠ひしに足て畑武石又斗
代ハ六分を是き費小是石又斗とある依て田方ハ是石又斗代を定

法と日上方ハ実東の武割場も多実東石代是石又斗を武割場
の法二面を割上方畑方石代是石又斗とあるを以て是石を割
代永八百文とある実東定銀相場六十圓を是に捨八分を以て別
上方畑石代の定法あり

一 実東米納の内美甲州郡内領田米定石代令納あり是ハ冬
沖張紙並紙を用ひ又子細ありしは定石代を是石代を
令納しははるしは沖張紙並紙の上糶場ありは米等ハ沖張紙
並紙小三並増上方筋中國西國北國筋奥羽とも石代令
納ありは是國々ありて米相場書本一其お場小何並増武石
何並増と是又定法あり伺の上石代並紙極る諸國石代
たの通り

下野國宇都宮領

陸奥國石川郡田村郡

同國岩野郡長沼郡
大沼郡會津郡

同國白川郡

同國仙臺領

同國伊達郡信夫郡
福島領

出羽國置賜郡尾花澤領

今昔由小末二石代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石七斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石八斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石八斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石八斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石八斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

今昔由小末三石八斗式合代伴一知方永あり
田細六分遠ひて実重辰三石八斗小あり

右田細米取中一々石代米納守石代右の安重辰三石代合納
是を半石半永永といふ是も半石半永納の内相傷書の由
辰と以て定石代形石代不熟書米等の石代合納ありむ
常書の内會津大沼郡秋ひて半石半永の村方もあり
は今一石一八分一合納ありは合納の村方ありすて
奥羽へ至て土地廣大ありて米穀の出来も多分あれど片郡遠
懐野會の地おきゆ意國中て米の捌方較なく自ら米の價
甚廉し去あがり常書の石代重辰ハ土地お場あり合納
悉く下重不極るを考ふる実重田細永或石又斗代の於あり
細い田六分遠ひは分劣りあれは実重の式石又斗代の實重
辰ハ石又斗代不満る奥羽も右の石代重辰ハ六分遠ひを

予は實地を以て通るに過ぎぬ
ありては遠國片流運送もあきゆ
安地を以て令納不致しと見えたり

一 甲斐國も田畑米取あり國中に郡の内山梨八代
比摩の二郡は大切小切沖法紙重辰あり又右二郡上米平均重
辰あり其内山梨川内領は令を重辰に升移の定
石代重辰ありは郡の内於郡内領も田畑米取あれども
山中にて船の運送ありぐさき場而も石代は實地並
沖法紙重辰を令納あり郡内は於て山畑爲比多々雜
穀作の所あれは相米重辰は沖法紙を以て割安と定め其上小
て其年の雜穀重辰の上下を以て石代重辰と極る事あり

甲州は郡の内無子峠より上へ於郡郡一郡を郡内領と唱へ外三郡
と別ありて諸事實地並あり國收令等も實地並屬を以て
大切小切上米平均重辰等もなれ但し雜穀安地辰の極方ハ
去年雜穀安地辰は去年沖法紙重辰を去去年沖法紙
重辰を以て割安年雜穀安地辰と極
たとハ去年大夏二拾石付石代安地辰拾石也 去年沖法紙
重辰を極る去年大夏安地辰拾石也 去年沖法紙重辰拾
石也を六百とある是と去年沖法紙重辰三拾石ありて割安年
大夏安地辰拾七石と取百拾石之文とある其外の雜穀も其取
丈との重辰仕切方皆同ト但し安地辰の取極は其取の雜穀

之指石の虫展を内三割引みして最初の穀安虫展と定め
此安虫展は准ドて年々の安虫展を仕出以て多年々の安虫
展ハ皆三割引と仕出奉

○備石代の事

一 納米船中みあつて濡大は手小は手蒸米を勢荒喰の穀
蒸米性よあつては納米ふかりぐきを買納よつては
産さるはの石代指あつては村役人久後追留みをお成り
入用もをる事ゆゑは支ふきさるは金納に中付る石金納ハ
其時の所張紙虫展米三拾五石付はあつて銀納の場ハ米
を石付銀六石あり熱して三分一蒸米の石代の外津
出に銀兩の分相方米納の場而金納の形毎年によう熱米

石代或は只米沙の端米を熱して此形の金納ハ所張紙虫展米
三拾五石付金とあつて其と一分一合ある團ハ三分一虫展米三拾
五石付金とあつて銀納の場而ハ右割合を以て三分一虫展米
を石付銀六石あり熱して三分一金納あり定石代ある
團ハ右定石代を元おきて三分一虫展の割合ふ准は
一 奥州伊達郡の内小田相米まで取米沙らば七石割の安虫展
あつて熱金納の村方ありを一種代村といふむ多ハあつ
又一種虫展場といふ村方もありを元外村並石永納の
村あれども子細あつて一種代ふ成る村あり熱して伊達信
守多郡遠守石永永あつて田相取米五分一合をあつて七
石代の金納あつても一種代は米納あり沙らば七石代あつて

皆令納あり

一 前條甲州郡の内巨摩山梨八代郡の大切小切といふ石代は右之郡も田畑米取めて本途見取惣取米之半一を小切といふ安石代金並米取石を半に升替納り之半二の内之半一大切と留へ所張紙並所令納す余米納あり米納の内少も定令納とそ所張紙並所令納の村もあり但し大切小切並小切は石を半に升代は或田時代よりのはきくると是を云ふ

一 國々石代まゝの貴代ともいふ性古より定法あり安東の武石之半代も別貴代あり國東は年々米お場の言下少も拘はらば又右の石代を以て納りあもあはば田畑と免何程の村と

見らふ米ハ其形ある物由名を實救と云ふ不割免を云ふ之ども永い米不取はくは免割出米は似て物の水納を飯不取不取はく用ふの貴代あり一村の屋を付るあり或石又斗代を用ひ又々年平物屋言の言下と見るふは是石或斗又升代を利するあり

一 貫言捨費の地ハ言ふ指石の村あり此又指石ハ年貢過ふて納あり中古以来納止く米納とありやあ名ふを指しめて米或指石をある別年貢の米過るう又又民の法をよめて別米又指石となる別今の村を云うの言ハ取過を言ふは納止米納とありしより根取を言ふは根取といふは納り依て納米を言ふは納りハ米言ふは石を付村言ふある是時納米と取米不取はく或納り或石又斗

代を^{うひ}そぐ^す初^{はつ}取^と米とある^{なり}永^{なが}言^{こと}の^は代^{しろ}の^り別^{べつ}と^も右^{みぎ}言^{こと}を^もく^く米^{こめ}
貢^{こう}永^{なが}の^は過^かを^もと^と不^ふ用^{よう}ひ^ひより^も今^{いま}も^も各^{おの}言^{こと}と^も各^{おの}別^{べつ}の^は村^{むら}の^は遠^{とほ}
國^{くに}東^{あづま}も^も取^と米^{こめ}過^かを^もと^と不^ふ用^{よう}ひ^ひ人^{ひと}支^し諸^{しよ}式^{しき}を^もり^も取^と米^{こめ}
米^{こめ}不^ふ用^{よう}ひ^ひも^もあ^あり^り越^こ後^ご國^{くに}形^{かたち}發^{はつ}田^{でん}領^{りやう}標^{ひょう}の^は時^{とき}村^{むら}言^{こと}とい^いは^はす^す
取^と米^{こめ}過^かを^もと^と不^ふ用^{よう}ひ^ひも^もけ^け言^{こと}不^ふ用^{よう}ひ^ひも^も本^{ほん}言^{こと}の^は單^{たん}言^{こと}と^も唱^{なげ}
諸^{しよ}を^もり^も物^{もの}等^らを^もと^と用^{よう}ひ^ひを^もり^もと^とあり^り

一村の年貢米を納合したるを年貢の米過といひ令納の
年貢米を納合したるは永過といふ

